

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

京都府では、2019年(令和元年)10月に策定した府政運営の指針である「京都府総合計画(京都夢実現プラン)<sup>34</sup>」において、20年後に実現したい京都府の将来像の一つとして、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、「人とコミュニティを大切にする共生の京都府」を掲げ、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、男性も女性も、子どもも高齢者も障害者も、外国人も、全ての人が地域で「守られている」「包み込まれている」と感じ、誰もが持つ能力を発揮し、参画することのできる社会づくりの実現に向けたさまざまな取組を推進しています。

2005年(平成17年)1月に、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」(1999年(平成11年)3月策定)を継承・発展させた「新京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に進めてきました。

少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化等も反映して、新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化してきており、こうした状況や、それまでの成果や課題を踏まえ、京都府として人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本的指針として、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を2016年(平成28年)1月に「京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)」に改定しました。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、憶測によるデマや誤った情報の拡散、大学や個人への誹謗中傷、インターネット上での心ない書き込みなど、さまざまな事象が社会問題化しており、こうした「コロナ差別」に対応するため、計画の見直しを行うこととしました。

### 2 計画の目標及び性格等

#### (1) 計画の目標

「京都府総合計画(京都夢実現プラン)」に掲げた2040年の京都府社会の姿として、誰もが生き生きと暮らし、幸せを実感できる、「人とコミュニティを大切にする共生の京都府」の実現に向けて、府民が人権について学び、交流できる機会を拡充するとともに、相談体制を充実していくことにより、人権という普遍的文化を京都府において構築すること

「人権という普遍的文化を構築すること」とは、人権尊重を日常生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな地域社会を創っていくことと考えています。

この目標の実現に向けた基本的な考え方は、次のとおりです。

○ **一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること**

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自分と同様に他の人もまた、かけがえのない存在として尊重される社会であることが必要です。

○ **一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること**

人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利であり、一人ひとりが社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが必要です。

○ **一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと**

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、だれもがいきいきと地域で生活できる共生社会の実現のために、人と人がつながり支えあうことが必要です。

(2) **計画の性格**

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、京都府が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

(3) **計画期間**

この計画の計画期間は2016年(平成28年)1月から2026年(令和8年)3月までとします。(2021年(令和3年)3月改定)

今後必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

(4) **本計画で用いる「人権教育・啓発」について**

国連の「人権教育のための世界計画」の行動計画においては、人権教育の定義について「人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組」としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」、「啓発」といっても、使われる場面によって重なり合う部分があり、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を各実施主体に提案する実践的な観点から、必要に応じ人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

その場合、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「府民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する府民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」をいいます。

### 3 人権教育・啓発の推進に関する基本方針

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の基本方針に基づいて推進します。

#### ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力をのばすための取組を推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取組を推進します。

#### ② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、いきいきと生活できる地域となるような共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

#### ③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。府民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取組を推進します。

#### ④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。